

利 用 上 の 注 意

1. 調査の目的

「経済センサス-活動調査」（以下「活動調査」という。）は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3. 調査日

平成28年6月1日

4. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定の基づき原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が設定した帰還困難区域を含む調査区を除く。）

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

5. 製造業（品目編）について

(1) 本編は、活動調査の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について、「産業別集計（製造業）」として、調査項目の「製造品出荷額、在庫額等（ア 品目別製造品出荷額、イ 品目別製造品在庫額、ウ 加工賃収入額、エ 製造業以外の収入額(特掲)）」及び「事業別売上（収入）金額」を品目別に集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

また、【01】個人経営調査票で把握した事業所については、項目によって集計から除いているため、詳細については各統計表の注釈を御覧いただきたい。

(2) 本編概況において、「平成28年」の数値は活動調査、「平成26年（又は前年）」の数値は「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）である。

調査結果のうち、品目別製造品出荷額は、活動調査は平成27年1年間、工業統計は平成26年1年間の数値

である。また、産出事業所数及び従業者数は、活動調査は平成28年6月1日現在、工業統計は平成26年12月31日現在の数値である。

- (3) 品目別製造品出荷額などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

6. 統計表の項目の説明

- (1) 産出事業所数は、産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産したすべての事業所が集計されている。
- (2) 製造品の出荷
- ① 製造品の出荷とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものも含む）を、平成27年中に当該事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
- ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成27年中に返品されたものを除く）
- ② 製造品出荷額とは、内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計）を含んだ額である。
- (3) 製造品の在庫（従業者30人以上の事業所）とは、当該事業所の所有に属する製造品のみ在庫である。
- なお、品目編における製造品在庫には、半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの、転売用の商品（他から購入した商品に加工しないでそのまま販売するもの）、特掲されていない「製造工程からでたくず及び廃物」は含んでいない。
- (4) 加工賃収入額とは、平成27年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- (5) その他収入とは、転売収入額、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額などをいう。詳細及び工業統計との対応関係については参考表のとおり。
- (6) 品目と産業の関係

製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付けは、生産するそれぞれの品目の製造品出荷額の大きさの割合によって、産業が決定されている。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。

品目と産業との関係を見るものが、「第6表 品目別出荷における産業細分類別の産出事業所数及び出荷

額」の産出率及び「第7表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」の出荷率の統計表であり、いずれも従業者10人以上の事業所について表章している。

- ① 「第6表 品目別出荷における産業細分類別の産出事業所数及び出荷額」は、生産品目がどの産業によって生産されたのか、産出率の高い産業順（産出率が2%未満の産業は省略）に表章したものであり、次の算式によっている。

$$\text{A品目のB産業産出率} = \frac{\text{A品目のB産業出荷額}}{\text{A品目の全出荷額}} \times 100$$

- ② 「第7表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」は、それぞれの産業で出荷した品目を、出荷率の高い品目順（出荷率が2%未満の品目は省略）に表章したものであり、次の算式によっている。

$$\text{A産業のB品目出荷率} = \frac{\text{A産業のB品目出荷額}}{\text{A産業の全出荷額}} \times 100$$

なお、「第7表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」の産業の事業所数は、賃加工専業の事業所は除いているため、「産業編」の事業所数とは一致しない場合がある。

7. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、小数点以下の数字が表章されている項目については、それぞれの公表数値の1桁下を四捨五入した結果である。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。また、数値がマイナスのものは「▲」、更にプラスのものは概況においては「+」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

8. その他の注意事項

この統計表に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、出典（府省名、統計調査名等）を表記されたい。

(例)

- 資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス - 活動調査 製造業（品目編）」
- 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス - 活動調査 製造業（品目編）」より
- 「平成28年経済センサス - 活動調査 製造業（品目編）」（総務省・経済産業省）より
- 総務省・経済産業省が12月25日に発表した「平成28年経済センサス - 活動調査 製造業（品目編）」によると…

9. 問合せ先

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

総務省統計局統計調査部経済統計課

電話 (直通) 03-5273-1389

URL <http://www.stat.go.jp/>

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話 03-3501-1511 内線2881~4

URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

(参考表) その他収入の種類

平成26年工業統計調査 (その他収入の種類)	対応	平成28年経済センサス-活動調査 製造業品目編(その他収入の種類)	(参考)調査票(第1面) 「事業別売上(収入)金額」の記載欄
710000 農業、林業収入	→	710001 農業、林業、漁業収入	(ア)①農業、林業、漁業の収入
720000 漁業収入			
730000 鉱業、採石業、 砂利採取業収入	→	730000 鉱物、採石、砂利採取業収入	(イ)②鉱物、採石、砂利採取事業の 収入
800000 転売収入 (仕入商品販売収入)	→	800000 転売収入	(エ)④卸売の商品販売額
			(オ)⑤小売の商品販売額 (製造小売収入を除く)
810000 製造小売収入	→	810000 製造小売収入	(オ)⑤小売の商品販売額
740000 建設業収入	→	740000 建設業収入	(カ)⑥建設事業の収入
750000 販売電力収入	→	750000 販売電力収入	(カ)⑦電気、ガス、熱供給、水道事業の 収入
760000 ガス・熱供給・水道業収入	→	760000 ガス・熱供給・水道業収入	
770000 情報通信業収入	→	770000 情報通信業収入	(カ)⑧通信、放送、映像・音声・文字情報 制作事業の収入
			(キ)⑫情報サービス、インターネット附随 サービス事業の収入
780000 冷蔵保管料収入	→	780000 冷蔵保管料収入	(カ)⑨運輸、郵便事業の収入
790000 運輸業、郵便業収入 (冷蔵保管料収入を除く)	→	790000 運輸業、郵便業収入	
820000 金融・保険業収入	→	820000 金融・保険業収入	(カ)⑩金融、保険事業の収入
830000 不動産業、物品賃貸業 収入	→	830000 不動産業、物品賃貸業収入	(キ)⑬不動産事業の収入
			(キ)⑭物品賃貸事業の収入
840000 学術研究、専門・技術 サービス業収入	→	840000 学術研究、専門・技術 サービス業収入	(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス 事業の収入
850000 宿泊業、飲食サービス業 収入	→	850000 宿泊業、飲食サービス業収入	(キ)⑯宿泊事業の収入
			(キ)⑰飲食サービス事業の収入
860000 生活関連サービス業、 娯楽業収入	→	860000 生活関連サービス業、娯楽業 収入	(キ)⑱生活関連サービス、娯楽事業の 収入
870000 教育、学習支援業収入	→	870000 教育、学習支援業収入	(ク)⑲学校教育事業の収入
			(キ)⑲社会教育、学習支援事業の収入
890000 修理料収入	→	890000 修理料収入	(キ)⑳上記以外のサービス事業の収入
900000 サービス業収入 (上記以外のもの)	→	900000 サービス業収入	(カ)⑨運輸、郵便事業の収入 (郵便切手類販売(手数料収入))
			(カ)⑪政治・経済・文化団体の活動収入
880000 医療、福祉収入	→	880000 医療、福祉収入	(ケ)㉒医療、福祉事業の収入